

中央新幹線（品川・名古屋間） 用地補償のあらまし

— 神奈川県相模原市内 —
（境川～相模川のトンネル区間）

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部中央新幹線建設部

東海旅客鉄道株式会社は相模原市と「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務の一部を相模原市へ委託しております。

（平成28年12月作成）

〇はじめに

中央新幹線（品川・名古屋間）建設につきましては、平成26年10月の工事実施計画認可以来、地元の関係者の方々には、日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中央新幹線の神奈川県相模原市内の境川から相模川の駅部を除くトンネルの建設にあたりましては、やむをえず権利者の皆様方の貴重な土地の下をトンネル構造で通過させていただくため、トンネルの直上となる土地に区分地上権を設定させていただかなければなりません。また、隣接する土地の所有者の皆様方にも用地測量においてご理解とご協力をお願いする必要がございます。

そこで、この小冊子は皆様がお持ちの土地等の権利がどのような方法で補償されるかについて、具体的な手順をまとめたものです。この冊子に記載した内容は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年閣議決定）に基づいたものであり、この要綱は、皆様に対して補償させていただく際の規範として定められたものとなっております。

本冊子をご一読いただきまして、区分地上権及び用地測量の概要、基本的な補償の考え方等をご理解いただき、皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

〇中央新幹線の用地取得等について

神奈川県相模原市内の相模川以東における中央新幹線の用地取得等につきましては、相模原市と「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務の一部を相模原市へ委託しております。

つきましては、補償内容や算定した補償金の説明などの際には、相模原市が皆様のもとに伺います。測量作業については、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が担当いたします。

また、皆様の個人に関する情報は弊社と用地取得事務委託先である相模原市及び測量作業を担当する鉄道建設・運輸施設整備支援機構で、善良なる管理者の注意のもと、管理・保持・共有させて頂くことを、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【 目 次 】

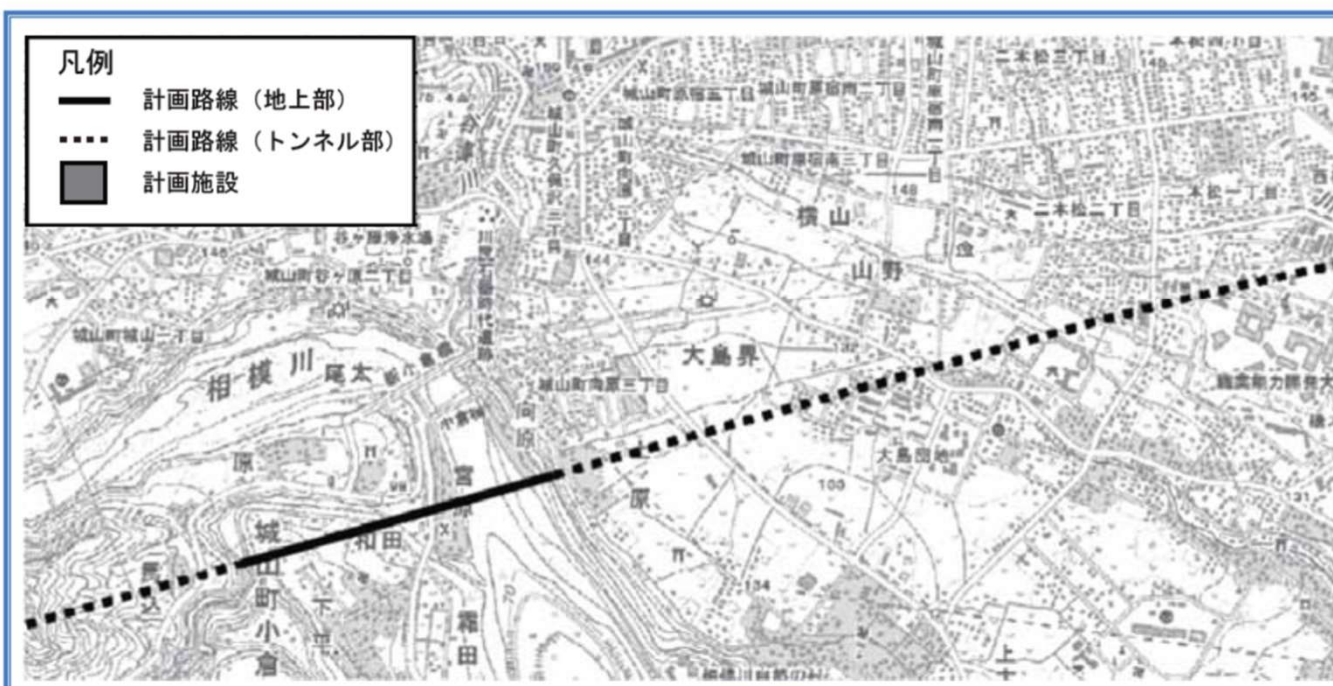
| | |
|----------------------|--------|
| JR東海より地権者の皆様へ | ・・・ 1 |
| 1. 中央新幹線（品川・名古屋間）の概要 | ・・・ 3 |
| 2. 区分地上権設定の概要 | ・・・ 6 |
| ・ 区分地上権とは？ | |
| ・ 保護層とは？ | |
| 3. 区分地上権設定の手順 | ・・・ 7 |
| 4. 用地測量の概要 | ・・・ 8 |
| ・ 適正な補償を行うために | |
| ・ 用地測量の必要性 | |
| ・ 用地測量の流れ | |
| 5. 区分地上権設定に対する補償の概要 | ・・・ 11 |
| ・ 補償金の算定 | |
| ・ 補償内容及び補償金の説明 | |
| ・ 契約の締結 | |
| ・ 登記の手続き | |
| ・ 補償金の支払い | |
| 6. その他の事項 | ・・・ 16 |
| ・ 建物等の移転について | |

中央新幹線（品川・名古屋間）の概要

中央新幹線(品川・名古屋間)の概要

| | |
|--------|--|
| 路線名 | 中央新幹線 |
| 工事の区間 | 品川・名古屋間 |
| 走行方式 | 超電導磁気浮上方式 |
| 最高設計速度 | 505キロメートル/時 |
| 路線概要 | <p>中央新幹線（品川・名古屋間）の路線は、東京都内の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286km（地上部約40km、トンネル部約246km）の区間です。</p> <p>駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置します。</p> |

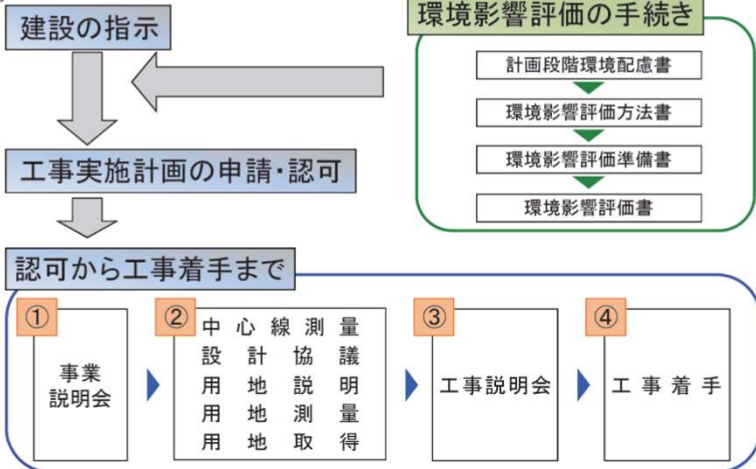
相模原市内の路線概要(平面図)



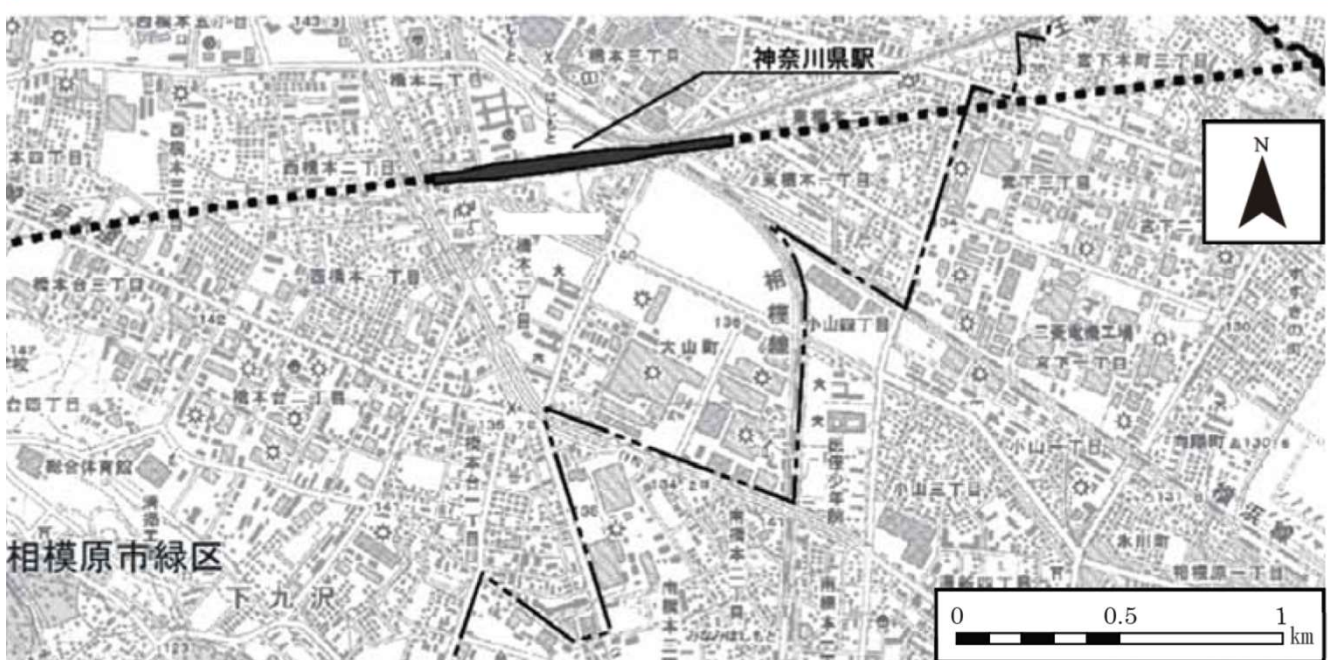
これまでの取り組み内容と工事着手までの流れ

中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月、国土交通大臣により、JR東海が営業主体及び建設主体に指名され、整備計画の決定及び当社に対する建設の指示がなされました。これを受けてJR東海は、中央新幹線計画の第一局面として進める、品川・名古屋間を対象とした、環境影響評価の手続きを進め、平成26年8月26日、最終的な評価書を送付するとともに、工事実施計画の申請を行い、平成26年10月17日、国土交通大臣から認可を受けました。

工事着手にあたっては、これまで①事業説明会を地域ごとに開催してまいりました。用地説明会以降は、②用地測量、用地取得を進めることとなります。また、施工業者が決定した後は③工事説明会を開催し、地元の方々に分かりやすくご説明をしながら工事を進めてまいります。

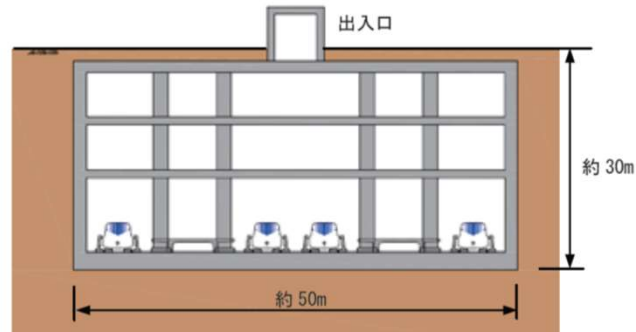


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図 200000 (地図画像)、数値地図 50000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平成25年情複、第310号)

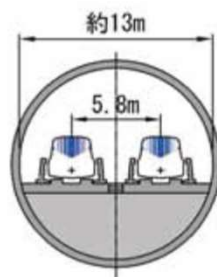


神奈川県(境川～相模川区間)の施設概要

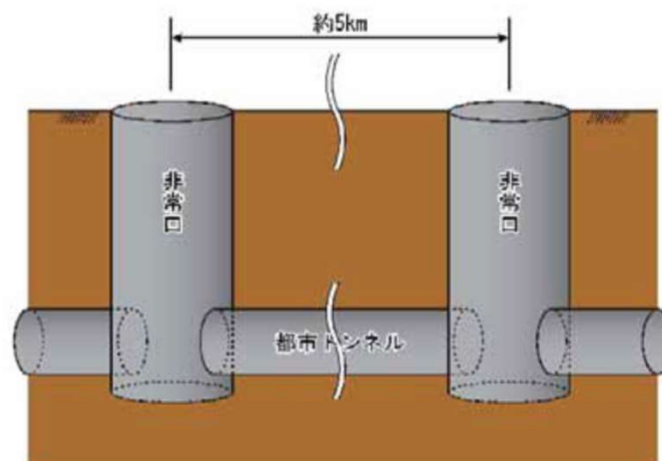
神奈川県駅の概要



トンネルの標準的な断面図 (都市トンネル)



都市トンネルの概要



2. 区分地上権設定の概要

区分地上権とは？

区分地上権とは、トンネルの建設にあたり、土地の地下に一定の範囲を定め、永続的に使用させていただく権利になります。区分地上権を設定する範囲は、トンネルの上下左右にトンネルを保護するための保護層を加えた範囲です。

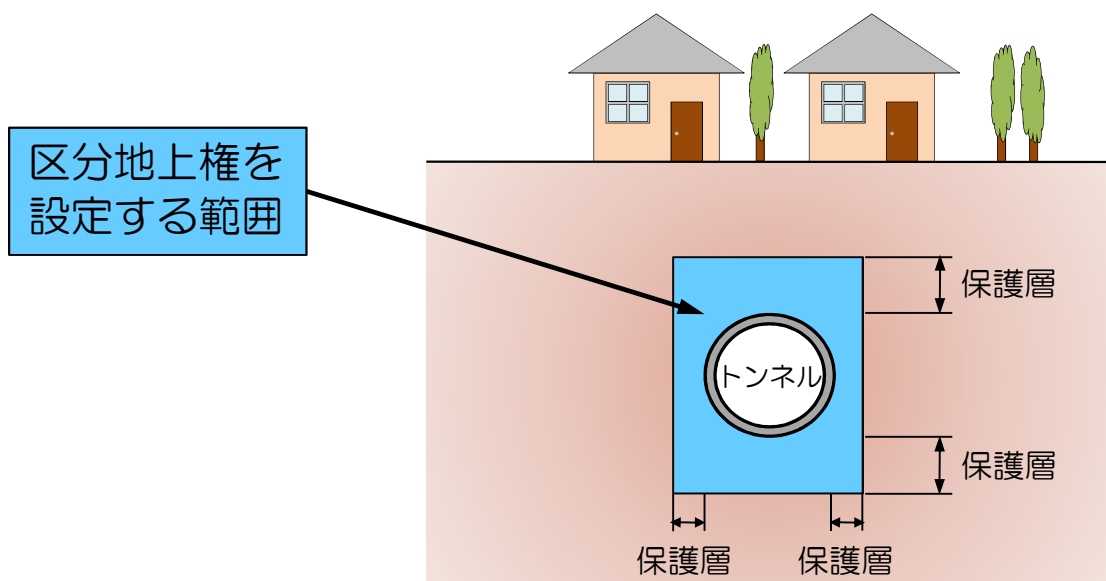
この度、境川から相模川の駅部を除くトンネルの建設にあたりましては、権利者の皆様方の土地の地下を使用させていただきます。原則として、トンネルの建設に伴う移転は必要ありませんが、区分地上権を設定させていただきます。

区分地上権の設定により、土地の利用、建物の建築に一定の制限がかかりますので、土地利用の制限の程度に応じて補償いたします。区分地上権の設定内容は登記されます。

保護層とは？

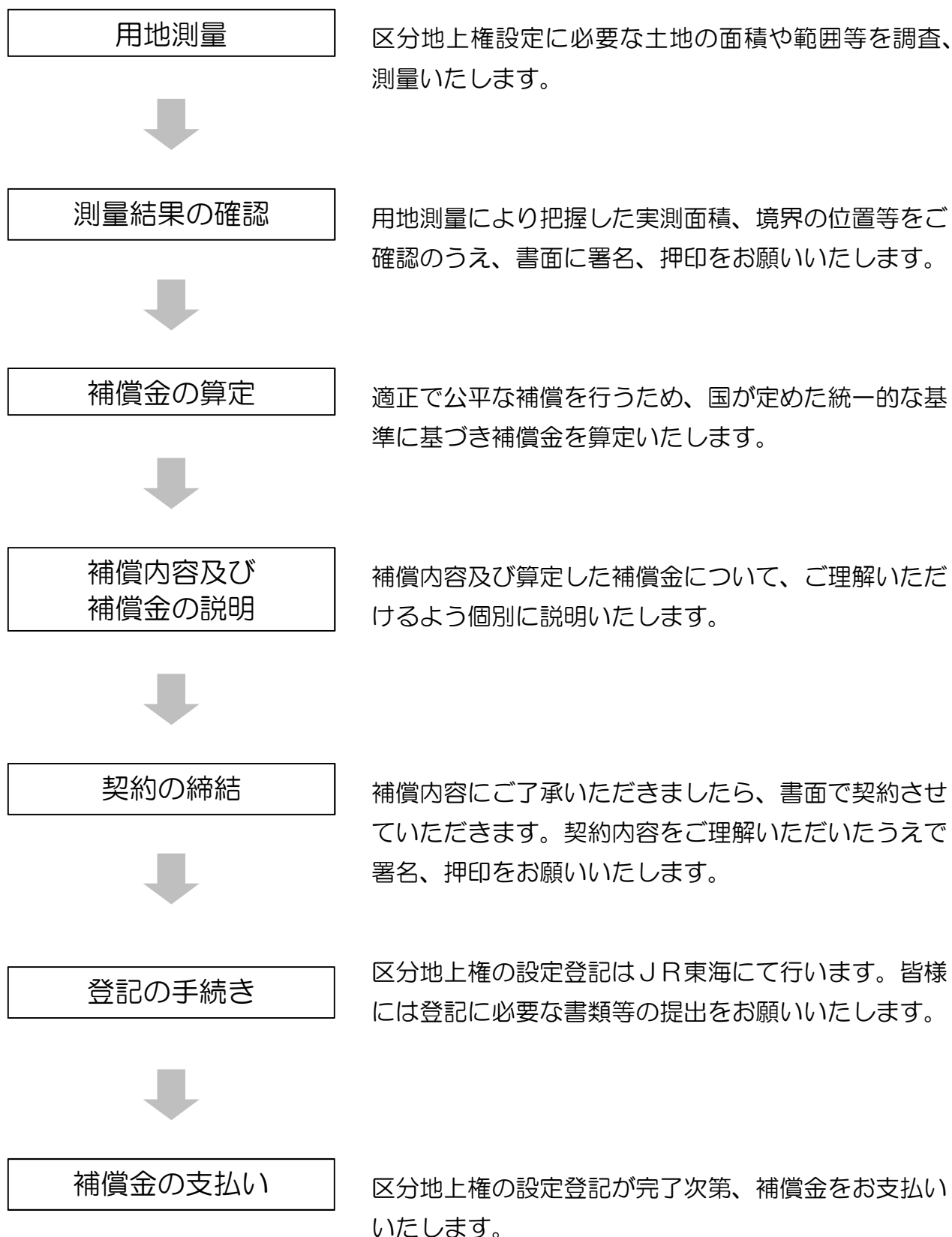
保護層とは、建物の荷重がトンネルの特定部位に集中的に荷重をかけないため及び外部からトンネルが物理的に損傷を受けないための緩衝帯としての役割があります。

横断面（トンネルを輪切りにしたときの正面）から見て、保護層の範囲は、トンネル構造物の上下端から5m、左右端から0.5mの矩形となります。この範囲が区分地上権の設定範囲となります。



3. 区分地上権設定の手順

区分地上権の設定は、概ね次の手順で進めさせていただきます。



4. 用地測量の概要

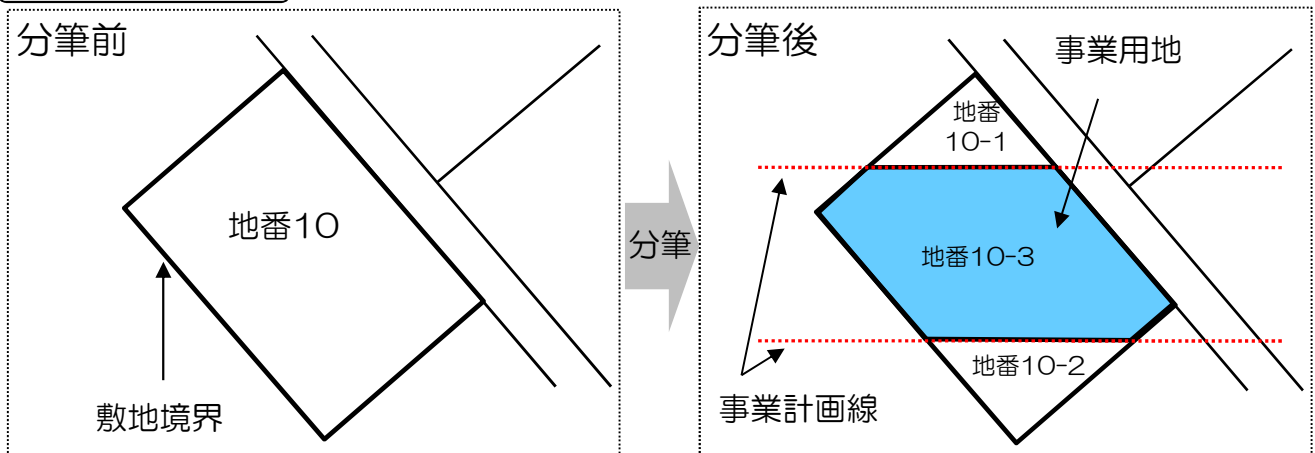
適正な補償を行うために

皆様の大切な財産に権利を設定させていただくことから、正確な調査を実施し、適正な補償を行ってまいります。用地測量の際は、必要により皆様にも立ち会っていただき実施いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

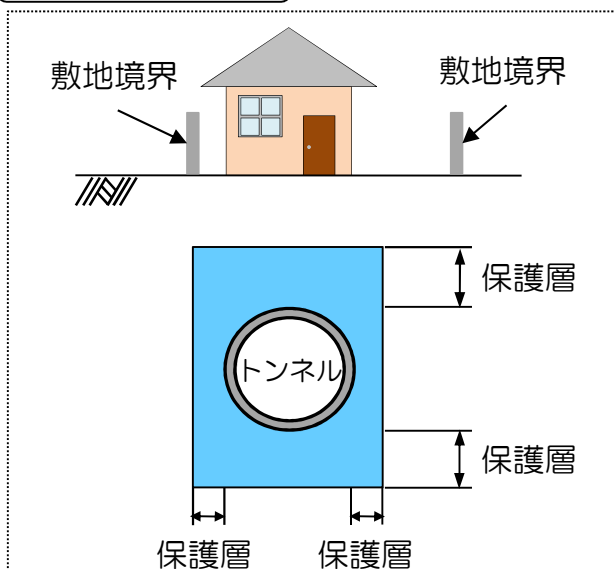
用地測量の必要性

区分地上権は、地権者様の土地と事業用地とが重なる部分についてのみ設定いたします。そのため、下図のように一筆の土地を事業用地と事業用地以外との境で分筆する必要があります。その際には登記簿調査のほかに測量を行い、実際の面積や土地の現況を調べます。土地の面積は隣接する土地所有者の方々にも現地でも立ち会っていただき、境界を明らかにしたうえで測量します。また、トンネル位置の地上からの深さを確定するため、地表面の標高も測量します。

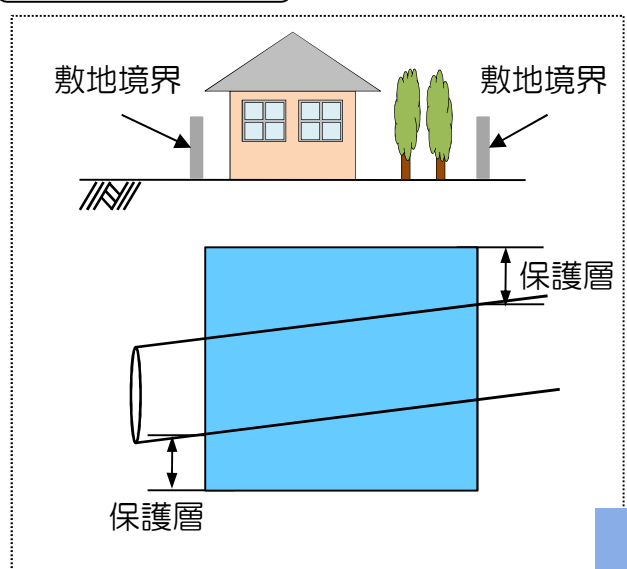
平面イメージ図



横断イメージ図



縦断イメージ図



4. 用地測量の概要

用地測量の流れ

1. 立入依頼

土地所有者の方に、用地測量における土地への立入依頼及び日程の調整をさせていただきます。

2. 現地調査

現地にて境界杭の有無等の事前調査を実施します。
※ご所有の土地に作業員が立入をさせていただきます。



<現地調査のイメージ>

3. 現況測量

現地にある境界杭、建物等の測量を実施します。
※ご所有の土地に作業員が立入をさせていただきます。



<現況測量のイメージ>

4. 復元測量

境界杭の亡失等があった場合、境界点を杭や金属鋏で復元します。
※ご所有の土地に作業員が立入をさせていただきます。

4. 用地測量の概要



5. 境界立会

土地の境界を土地の所有者とその土地の隣接者で確認して頂きます。

※現地にて境界の確認をお願いします。



<境界立会のイメージ>

6. 境界等の測量

確認された境界及び事業に必要な用地の範囲を測量します。トンネル位置の地上からの深さを確定する必要があるため、地表面の標高も測量します。

※ご所有の土地に作業員が立入をさせていただきます。

7. 測量結果の確認

用地測量により把握した事業用地の実測面積、現況地目及び土地所有権以外の権利等をご確認のうえ、書面に署名、押印をしていただきます。



5. 区分地上権設定に対する補償の概要

補償金の算定

用地測量結果を確認していただいたあと、土地の所有者ごとに補償金を算定することになります。

土地などを公共事業にご提供いただいたり、区分地上権を設定させていただいたりする場合、適正で公平な補償がなされなければなりません。このため、公共事業は、閣議決定により制定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき、統一的な補償を行っており、中央新幹線建設事業においてもこの基準に基づき皆様の補償金を算定します。

区分地上権設定に伴う補償金は、土地価格に土地の利用が妨げられる程度に応じた割合を乗じて算定します。なお、借地権などのように、区分地上権を設定させていただく土地を他人に貸しておられる場合については、土地の所有者と権利者の双方で権利割合を話し合ってください、その割合に応じて補償することになります。

〈補償金の計算式〉

補償金を構成する要素及び算定式は以下のとおりです。

$$\left[\text{補償金額} = \text{土地単価} \times \text{土地利用制限率} \times \text{事業用地面積} \right]$$

※土地単価は、㎡あたりの土地の単価です。

※土地利用制限率は、都市計画上の建築制限、トンネル深さ等により決定されます。

※事業用地面積は、トンネルとその保護層を含めた範囲です。



5. 区分地上権設定に対する補償の概要

〈土地価格について〉

土地価格の算定にあたっては、周辺の土地の正常な取引価格や公示価格・基準地価格などを調べ、さらに不動産鑑定士による鑑定評価額を参考に正常な価格を算定いたします。

公示価格とは？

国土交通省の土地鑑定委員会が、地価公示法に基づいて、毎年4月頃官報にて公示するものです。土地取引が頻繁に行われる都市部やその周辺地域（都市計画区域）に標準地を設け、その標準地の毎年1月1日時点における正常な価格のことを「公示価格」と呼びます。この公示価格は一般的な土地取引の価格の指標として、公共事業の用に供する土地価格の算定や相続税評価などの規準となっているものです。

基準地価格とは？

国土利用計画法に基づき、土地取引の規制を適正かつ円滑に実施することを目的として、各都道府県知事が県内の市町村全域を対象として、毎年1回実施する地価調査により公表される標準的な土地の価格を「基準地価格」と呼んでいます。この基準地価格は毎年7月1日時点の価格で9月頃公表されます。

〈土地の利用制限率〉

公共事業においては、用地取得の対価の補償方法が事業者によって異なることのないよう、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』に沿って補償額を算定し、公平性を保ちます。

同基準には、「空間又は地下の使用に対しては、土地の価格に、土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償する」とあります。この割合が土地利用制限率になります。土地利用制限率は『土地利用制限率算定要領』により算定します。

すなわち、土地の地下にトンネル構造物を設置することに伴う区分地上権設定により、制限される地上及び地下の利用価値の割合を合算したものです。

5. 区分地上権設定に対する補償の概要

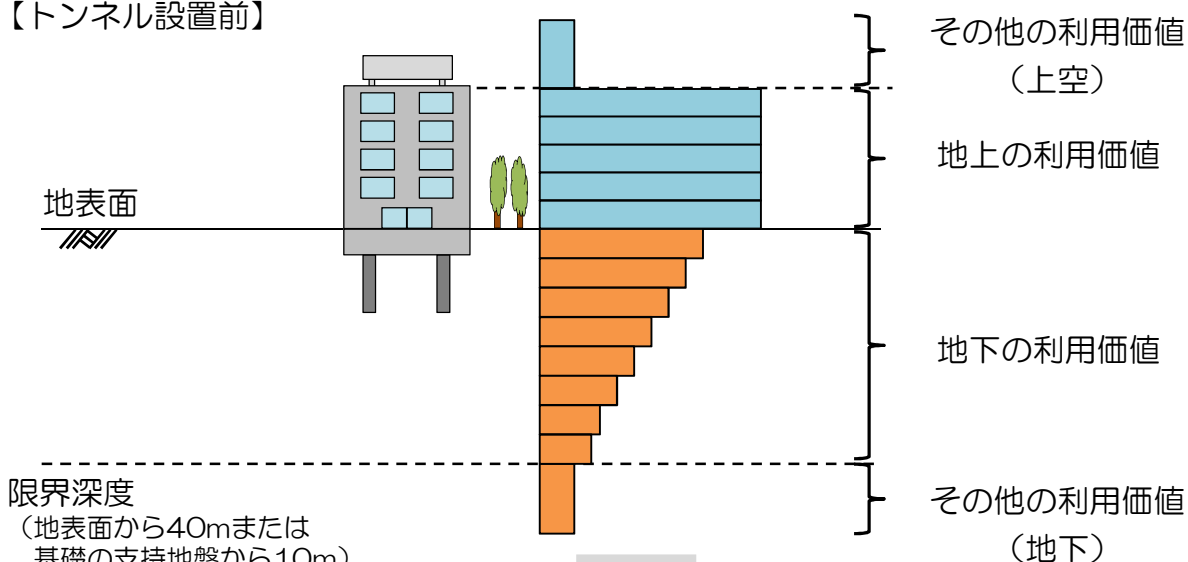
〈土地の利用制限率とは?〉

土地の利用価値は地上の利用価値、地下の利用価値、その他の利用価値に分けられます。その他の利用価値とは、上空であれば広告や通信施設、地下であれば埋設物や井戸などの利用に伴う価値を想定しています。

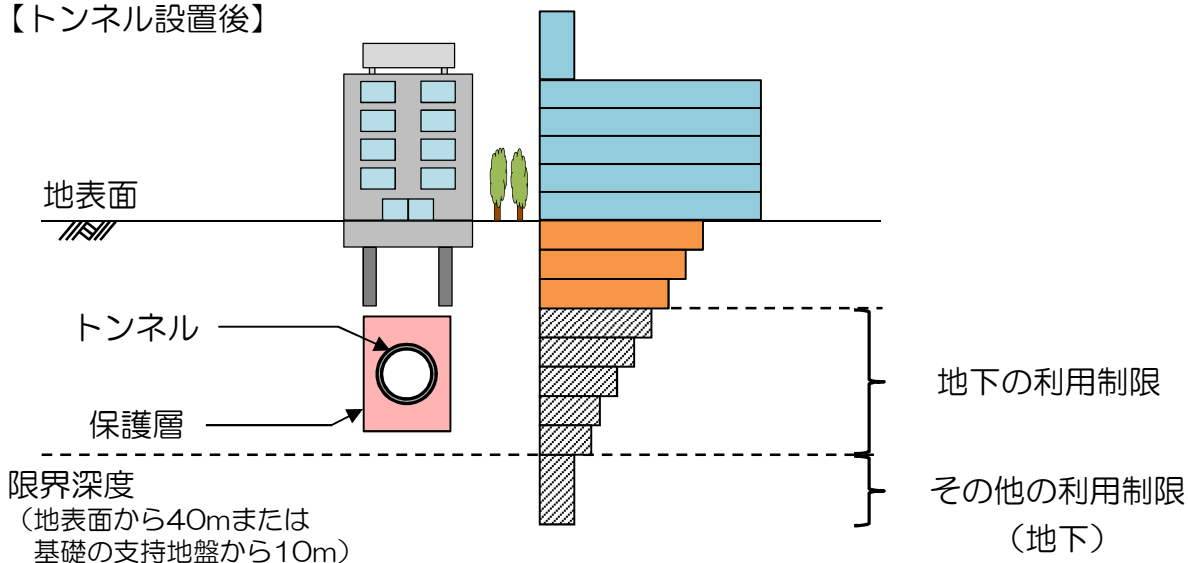
現存する建物はトンネルの耐力上問題なく、移転の必要はございませんが、新築・改築・増築等の場合は、制限荷重の範囲内で行っていただくこととなります。

イメージ図

【トンネル設置前】



【トンネル設置後】



5. 区分地上権設定に対する補償の概要

補償内容及び補償金の説明

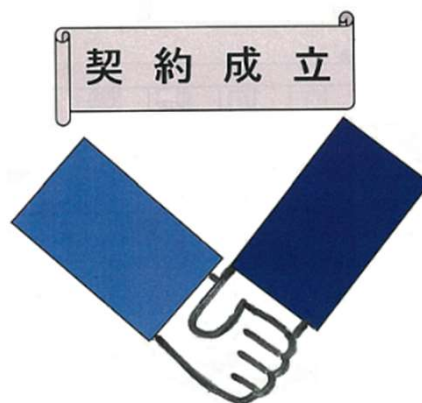
補償内容及び算定した補償金について、ご理解いただけるよう個別に説明いたします。
説明内容で疑問や不安などがありましたら、遠慮なくご相談ください。



契約の締結

補償内容にご承諾いただけましたら契約の手続きに入ります。契約書はJR東海が作成いたします。

契約内容について説明いたしますので、内容を十分確認のうえ、契約書にご本人自ら署名、実印を押していただき、契約の締結となります。



5. 区分地上権設定に対する補償の概要

登記の手続き

用地測量により把握した事業用地と事業用地以外との境で、一筆の土地を分筆する登記を行います。その後、分筆された事業用地に対してのみ区分地上権の設定登記を行います。

区分地上権の設定登記は、契約時に土地をお持ちの方の承諾を得て、JR東海が委任した司法書士等が手続きを行います。この際、区分地上権設定登記申請に、登記済証（権利証）または登記識別情報が必要となりますのでご提出をお願いいたします。（登記済証または登記識別情報のお預かりは、JR東海が測量を委任した土地家屋調査士等が行います。）

区分地上権が設定されている事実は登記事項証明書における「権利部（乙区）」に記載されます。土地の所有権は「権利部（甲区）」に記載されており、区分地上権が所有権を障ることはございません。

区分地上権の設定においては、権利に付属する特約事項を設定させていただきます。特約事項として、権利の設定範囲、権利の存続期間、建築する建物の制限等が挙げられます。

| 権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項） | | | |
|-------------------------|-------|---------------------|---|
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他事項 |
| 1 | 地上権設定 | 平成〇〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号 | 原因 平成〇年〇月〇日設定 目的 鉄道施設設置 存続期間 契約締結の日から鉄道構造物存続期間中 地代 無償 特約 1. 東京湾平均海面の上(下)〇〇・〇〇メートル以下は掘削し、又は土地の形質を変更しないこと。 2. 東京湾平均海面の上(下)〇〇・〇〇メートルにおいて鉄道構造物に係る工作物の載荷重を1平方メートルにつき〇トン以下とすること。 3. 鉄道構造物の維持、保全及び列車運行に支障、又は危険を及ぼすおそれのある権利の設定若しくは変更、工作物等の設置並びに土地の形質の変更をしないこと。 4. 鉄道構造物の維持管理のため、区分地上権者が当該区分地上権の目的である土地(地表面)に立ち入ることが必要な場合は、これを認めるものとする。こと。 5. 鉄道構造物の維持、保全及び列車運行に支障若しくは危険を及ぼすおそれのない権利の設定若しくは変更、工作物等の設置又は土地の形質の変更を行う場合は、工作物等若しくは土地の形質変更の設計及び工法等について区分地上権者と事前に協議し、区分地上権者の承諾を得ること。 地上権者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 東海旅客鉄道株式会社 |

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登記事項証明書の例（区分地上権設定の例）

5. 区分地上権設定に対する補償の概要

補償金の支払い

補償金の支払いは、契約していただいた方の指定されるご本人名義の口座振込を原則としています。区分地上権設定登記が完了次第、補償金全額を一括でお支払いいたします。

6. その他の事項

建物等の移転について

区分地上権を設定させていただく範囲内に、現在建物の基礎杭や井戸等がある場合、移転等が必要となる場合があります。

今後、皆様方のもとに伺った際に、基礎杭等の有無を詳細に確認させていただきます。移転が必要になった際の補償の考え方や今後の進め方につきましては、個別にご説明いたします。

< ヂ 𐄂 >

A series of 20 horizontal dotted lines for handwriting practice.

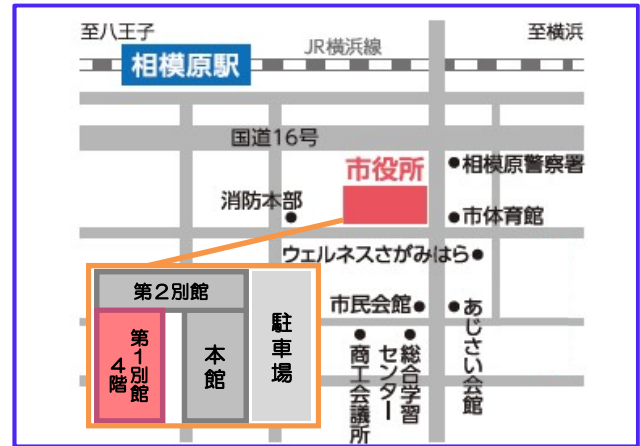
< ヂ 𐄂 >

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

お問い合わせ先



東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線神奈川西工事事務所



相模原市 都市建設局 リニアまちづくり課

【事業に関するお問い合わせ】

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線神奈川西工事事務所

受付日時：土・日曜日、祝日、年末年始を除く平日

9時00分～17時00分

住所：神奈川県相模原市緑区橋本2-1-61

電話：042-703-4781

【用地補償に関するお問い合わせ】

相模原市 都市建設局 リニアまちづくり課

受付日時：土・日曜日、祝日、年末年始を除く平日

8時30分～17時00分

住所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館4階

電話：042-704-8910

中央新幹線（品川・名古屋間）
用地補償のあらまし
補足説明資料

— 神奈川県相模原市内 —
（境川～相模川のトンネル区間）

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部中央新幹線建設部

東海旅客鉄道株式会社は相模原市と「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務の一部を委託しており、相模原市は首都高速道路株式会社へその業務の一部を再委託しております。

（令和元年10月作成）

【目次】

- 区分地上権設定の手順 . . . 2
- 契約までのお願い . . . 3
- 区分地上権設定に伴う登記事項 . . . 4
- 抵当権が設定されている場合の対応について . . . 5
- 補償金の課税上の取扱い等について . . . 6
- その他事項 . . . 7
- トンネル工事や事業の施行による影響等について . . . 8

区分地上権設定の手順

区分地上権の設定は、概ね次の手順で進めさせていただきます。

用地測量

区分地上権設定に必要な土地の面積や範囲等を調査、測量いたします。

測量結果の確認

用地測量により把握した実測面積、境界の位置等をご確認のうえ、署名、押印をお願いいたします。

補償金の算定

適正で公平な補償を行うため、国が定めた統一的な基準に基づき補償金を算定いたします。

補償内容及び
補償金等の説明

補償内容及び補償金、区分地上権設定までの手続等をご説明いたします。

契約の締結

補償内容にご了承いただきましたら、書面で契約させていただきます。契約内容をご理解いただいたうえで署名、押印をお願いいたします。

登記の手続き

区分地上権の設定登記はJR東海にて行います。皆様には登記に必要な書類等の提出をお願いいたします。
※抵当権が設定されている場合、区分地上権を乙区の第1順位とする抵当権の順位変更登記が必要となります。(P5参照)

補償金の支払い

区分地上権の設定登記が完了次第、補償金をお支払いいたします。

契約までのお願い

登記済証（権利証）又は登記識別情報について

区分地上権設定登記申請時に必要となりますので、事前にその有無についてご確認をお願いいたします。

個人番号の提供について

補償金をお支払した後、JR東海から税務署等に提出する法定調書の作成に際して、補償金をお支払した方の個人番号（マイナンバー）を記載する必要がありますので、所定の書類による個人番号のご提供にご協力いただきますようお願いいたします。

相続等について

登記簿上の所有者の方が亡くなっている場合は、相続人の方々と話し合ってください、次の所有者を決めていただく必要があります。

ご不明な事柄がございましたら個別にご相談ください。

登記名義人と所有者が異なる場合（相続を除く）について

過去に売買・交換された土地の所有権移転登記（仮登記を含む）が未完了の場合は、事前に当事者間で話し合ってください、所有者を確定していただくようお願いいたします。

区分地上権設定に伴う登記事項

区分地上権の設定においては、権利の設定範囲、権利の存続期間のほか、特約事項として建築する建物の制限等を登記いたします。

当該事項は下記の通り、登記事項証明書の権利部（乙区）欄の「権利者その他事項」に記載されます。

登記事項証明書 権利部（乙区）「権利者その他事項」記載内容

原因 平成〇年〇月〇日設定

目的 鉄道施設設置のため

設定範囲 東京湾平均海面の上（下）〇〇．〇〇メートルから
東京湾平均海面の上（下）〇〇．〇〇メートルの間

存続期間 契約締結の日から鉄道構造物存続期間中

地代 無償

特約

1. 東京湾平均海面の上（下）〇〇．〇〇メートル以下は掘削し、又は土地の形質を変更しないこと。
2. 東京湾平均海面の上（下）〇〇．〇〇メートルにおいて鉄道構造物に係る工作物の載荷重を1平方メートルにつき〇トン以下とすること。
3. 鉄道構造物の維持、保全及び列車運行に支障又は危険を及ぼすおそれのある権利の設定若しくは変更、工作物等の設置並びに土地の形質の変更をする場合は、区分地上権者と事前に協議し、区分地上権者の承諾を得ること。
4. 鉄道構造物の維持管理のため、区分地上権者が当該区分地上権の目的である土地（地表面）に立ち入ることが必要な場合は、これを認めるものとする。

地上権者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社

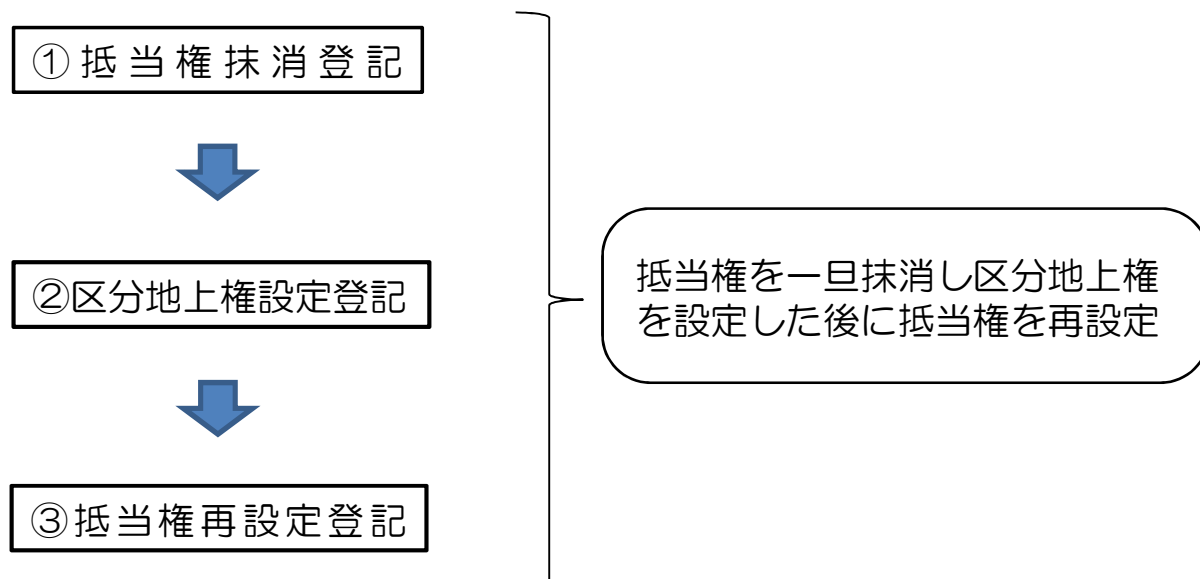
※用地説明会等でお配りしました「中央新幹線（品川・名古屋間）用地補償のあらまし」

P15に掲載しております「登記事項証明書の例」の記載内容から一部更新しております。

上記「特約3.」（建物等の新築、建替えを含む）に係る事柄をご検討される際は、事前にJR東海までご連絡をお願いいたします。

抵当権が設定されている場合の対応について

抵当権が設定されている場合、次の登記手続を行い区分地上権を登記事項証明書の権利部乙区（所有権以外の権利に関する事項）の第1順位とする必要があります。



<このような登記手続を行う理由>

抵当権の後順位に区分地上権を設定した場合、抵当権が実行されると登記事項証明書から区分地上権が消滅してしまうためです。

<土地所有者様にご協力いただきたい事項>

上記登記手続を行うには抵当権者である金融機関（銀行、信用金庫等）と協議する必要があります。

協議は当方で行いますが、次のご協力をお願いいたします。

- ・金融機関への連絡
- ・上記登記手続に伴う金融機関との書類のやりとり 等

なお、金融機関によっては土地所有者様に金融機関へ出向いていただく必要がありますことをご了承願います。

補償金の課税上の取扱い等について

区分地上権に対する補償金は、原則として譲渡所得税がかかりますが、公共事業のために区分地上権を設定した場合は課税の特例を受けることができます。

特例として、お受け取りになる補償金（これを「対価補償金」といいます。）については、確定申告をすることによって、譲渡所得税の軽減措置を受けられる制度があります。

譲渡所得の控除

公共事業のために区分地上権を設定した場合で、つぎの要件を満たすときは、譲渡所得から5,000万円を上限に控除できます。

- 棚卸資産（不動産業者等の所有する商品としての土地等）でないこと。
- JR東海から権利設定の申出のあった日から6か月以内に契約していただくこと。
- 最初に権利設定の申出を受けた方であること。

（権利設定の申出後に売買や贈与等を行った場合、特別控除は認められません。）

なお、同一年に2つ以上の公共事業により区分地上権の設定等を行った場合でも、特別控除の額は、5,000万円が限度となります。

また、同一事業で2カ年にまたがって2回以上に分けて譲渡した場合は、最初の年の譲渡資産に限られます。

※課税の特例については、補償金の全部が対象となるとは限りません。

補償金の項目、内容によっては課税の対象となります。

また、租税特別措置法の適用条件は個々により異なります。

【相談窓口】 各所轄税務署・資産課税部門

その他事項

扶養控除について（所得税・住民税）

区分地上権の設定により所得を得た方が、ご家族などに扶養されている場合にその人の所得が一定額以上となる場合は、譲渡した年分について、扶養しているご家族などの所得税及び住民税の扶養控除対象から除かれることとなります。

【相談窓口】各所轄税務署・各市町村住民税担当課

年金、手当等について

障害基礎年金（20歳前障害の方のみ）、特別障害給付金、老齢福祉年金などの拠出年金以外の年金は、国が負担していることから一定の所得制限があります。その他に特別障害者手当、特別児童扶養手当、児童手当、児童扶養手当等も所得制限があり、これらの年金、手当等の支給が一時的に停止される場合があります。

【相談窓口】各所轄年金事務所・各市町村担当課

国民健康保険税（料）、介護保険料等について

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、所得割分の保険税（料）の算定にあたっては、公共事業による譲渡所得税の軽減措置と同等の特別控除が適用されます。ただし、均等割・平等割分の保険税（料）の軽減の算定については、特別控除の適用はありませんのでご注意ください。（軽減の適用が受けられなくなる場合があります。）

介護保険料につきましては、相模原市では平成30年度から国民健康保険税（料）と同様の扱いとなり、合計所得金額から特別控除額を控除した額を保険料段階の判定に用いるようになります。

【相談窓口】各市町村国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険担当課

個人情報取扱いについて

神奈川県相模川以東における中央新幹線の用地取得につきましては、相模原市と「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務の一部を委託しており、相模原市は首都高速道路株式会社にその業務の一部を再委託しております。

つきましては、皆様の個人に関する情報は当社と相模原市及び首都高速道路株式会社で、善良なる管理者の注意のもと、管理・保持・共有させて頂くことを、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

トンネル工事や事業の施行による影響等について

工事の施行に起因する地盤変動による建物等の損害等について

中央新幹線建設工事は、建物等に損害等が生じないように進めます。境川～相模川間（トンネル区間）の工事にあたり、トンネル掘削前及びトンネル掘削後に調査を行います。しかし、万が一、工事の施行に起因する地盤変動による建物等の損害等が発生した場合は、国の指針に基づき、これらの原因を調査し、その原状回復に要する費用を負担させていただきます。

トンネル掘削前

○工事説明会

- ・工事着手前に、工事説明会を開催します。
- ・工事内容のほか、建物等の調査の方法、範囲などについてご説明します。

○事前調査

- ・ご所有地の地下のトンネル掘削を行う前に、専門の調査会社が、建物等の調査を行います。

トンネル掘削中

トンネル掘削は、地盤変動を計測しながら、建物等へ影響がないように進めます。
※計測方法等の詳細は工事説明会にてご説明します。

○損害等の申出

- ・地盤変動による建物等の損害等が発生した場合は、JR東海までご連絡ください。地盤変動及び建物等の損害等の原因について調査します。
※その他、工事中の騒音、振動等の影響が生じた場合もJR東海までご連絡ください。

○応急処置

- ・調査の結果、工事の施行に起因する地盤変動による建物等の損害等が認められ、緊急に措置を講じる必要がある場合は、応急処置をさせていただき、トンネル掘削後に改めて建物等の損害等の調査をさせていただきます。

トンネル掘削後

地盤変動等を調査し、その結果を踏まえ、ご所有地の地下のトンネル掘削工事の完了についてお知らせします。

○損害等の申出

- ・地盤変動による建物等の損害等が発生した場合は、JR東海までご連絡ください。
※工事の施行に起因する地盤変動による建物等の損害等の申出期間は、国の指針に基づき、トンネル掘削工事完了の日から1年間となります。なお、申出期間満了以降も、トンネルによる影響があった場合は、P10記載の「その他（工事以外）中央新幹線事業の施行による影響について」の通り、JR東海までご連絡ください。

○事後調査

- ・損害等のお申し出があった場合、地盤変動及び建物等の損害等の原因について調査します。

○費用の負担

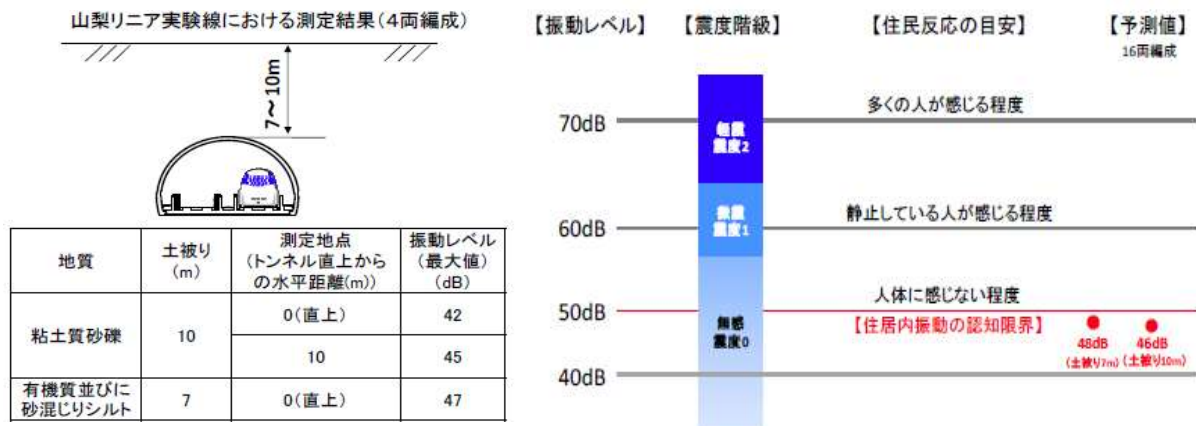
- ・調査の結果、工事の施行に起因する地盤変動による建物等の損害等が認められた場合は、損害を修復し、又は復元する（原状回復）費用を負担させていただきます。

その他（工事以外）中央新幹線事業の施行による影響について

中央新幹線事業の施行（列車走行、トンネルが存すること等）による影響は生じないと考えております。しかし、万が一、本事業の施行による影響のお申し出があった場合は、まずはJR東海が状況や原因等を調査します。調査の結果、本事業の施行に起因する損害が生じたと認められる場合は、損害を賠償する等、法令に則り、適切に対応いたします。

列車走行に伴う騒音・振動の影響

- 列車が地下のトンネル内を走行する際に発生する騒音が、直接地上に伝わることはありません。
- 山梨リニア実験線トンネルにおける振動計測値から換算（4両編成→16両編成）した予測値は土被りが7mの場合で48dB、10mの場合で46dBです。これは基準値（70dB）を大幅に下回り、人体に感じない程度であるため、振動の影響はありません。
- 騒音・振動の影響のお申し出があった場合、まずはJR東海が状況等を調査します。



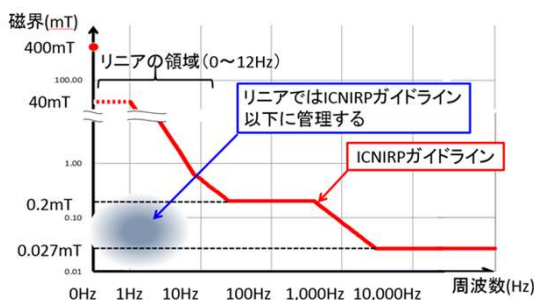
※川崎市環境局環境対策部環境対策課HPより

※東京都環境局環境政策部環境政策課「東京都環境白書」より

《引用》 http://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/briefing_materials/briefing_session/_pdf/common_faq.pdf

列車走行に伴う磁界の影響

- WHO（世界保健機関）が各国に推奨しているICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）のガイドライン以下では、磁界による健康への影響はありません。
- 磁界の影響のお申し出があった場合、まずはJR東海が状況等を調査します。



- ICNIRPのガイドラインは、健康への影響があるかもしれないとされているレベルに対して、5~10倍厳しく制定しています。国の基準では、超電導リニアの磁界は、同ガイドライン以下に管理することが定められており、JR東海はこれを遵守します。

- なお、平成25年12月5日に、山梨リニア実験線における測定作業を公開しており、磁界測定データおよび磁界に関わるJR東海の見解は、ホームページ（下記アドレス）において、ご確認いただけます。

《公開測定結果》

http://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/briefing_materials/magneticfield_result/index.html

※上記内容で不明点等がございましたらJR東海までご連絡ください。

< ヌ ㇿ >

A series of 20 horizontal dotted lines for handwriting practice.

< ヂ 𠄎 >

A series of 20 horizontal dotted lines for handwriting practice, evenly spaced across the page.

<お問い合わせ先>

【事業に関するお問い合わせ】

- ◎東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線神奈川西工事事務所
住所：神奈川県相模原市緑区橋本2丁目1番61号
電話：042-703-4781
(受付日時/平日 9時00分~17時00分 ※年末年始を除く)

【補償に関するお問い合わせ】

- ◎相模原市 都市建設局 リニアまちづくり課
住所：神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
市役所第1別館4階
電話：042-704-8910
(受付日時/平日 8時30分~17時00分 ※年末年始を除く)
- ◎首都高速道路株式会社 中央新幹線相模原用地事務所
住所：神奈川県相模原市緑区西橋本5-3-11
相陽建設ビル4階
電話：042-703-1713
(受付日時/平日 9時00分~17時30分 ※年末年始を除く)
※お越しの際は事前にご連絡をお願いいたします。